れん」を削り、同様式第2連結損益計算書の表中「法人税等合計」を「法人税等合計
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）
」に改める。

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○内閣府令・財務省令・経済産業省令第四号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年九月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人
財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　大畠　章宏

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（平成二十一年内閣府・財務省・経済産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の次に一条を加える改正規定のうち第六十四条に係る部分を次のように改める。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第六十四条　準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

2　前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三　当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

四　信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

五　信用格付の前提、意義及び限界

附則に次の一条を加える。

（禁止行為に関する経過措置）

第三条　平成二十二年十二月三十一日までの間における改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第六十四条第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げるものとすることができる。

一　改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付（改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この項において同じ。）を付与した者が信用格付業（改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を信用格付を付与した者及びその関係法人（金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）のうち一若しくは二以上のものから入手する方法

四　信用格付の前提、意義及び限界

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府・厚生労働省令第三号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十一条第一項並びに第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年九月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人
厚生労働大臣　細川　律夫

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二号の表中「負ののれん」を削る。

別紙様式第三号の表中「
固定資産処分益　×××
負ののれん発生益　×××
」を「
固定資産処分益　×××
」に改める。